

## 東畑精一顕彰会「楷(かいじゅ)の会」

### 農地改革の話(2)～農地改革の実施～

昭和20年11月9日、マッカーサー司令部は、「農地改革の覚書」を發表し、政府に対して農地改革を実施するよう指令した。

そこで政府は、昭和20年12月28日に「農地調整法改正法律」を公布し、さらに徹底した農地改革を行うため、「自作農創設特別措置法」(昭和21年11月21日公布)、「農地調整法改正法律」の改正(昭和21年10月21日公布)を公布した。「耕作者の地位を安定し、その労働成果を公正に享受させる自作農を急速かつ広汎に創設し、もって農業生産力の発展と農村における民主的傾向の促進を図ること」を目的とし、この目的を達成するため、全国の小作地262万町歩(全農耕地の4割6分)のなか、不在地主の持っている小作地86万町歩と、在村地主の持っている小作地176万町歩の中で地主の保有面積の限度を超える133万町歩、合計230万町歩(全小作地の8割強)を地主から強制的に買い上げて、働く農民に与えるとともに、さらに官有および民有の未墾地を開放することになった。

不在地主の貸付地の全部、在村地主の貸付地で、平均1町歩(北海道では4町歩)という保有限度を超える部分は全部買い上げられた。また、自作農でも平均3町歩(北海道12町歩)を超える部分は買い上げの対象となった。

政府が買い上げた農地を売り渡す相手は、「自作農として農業に精進する見込みがあるもの」で、「買い上げたときに耕作している小作人」であった。売り渡しに予定した農地は、「国が買収した農地」であるが、そのほかに「国が買収した農地と地主の保有地を交換して取得した農地」、「一般の国有農地」もあった。政府の売り渡しの資格のあるものは、農地を買って自作農になりたいものなら誰でもよく、自由に市町村農業委員会に申し込みができた。市町村農業委員会は売り渡すべき農地、売り渡しの相手方、売り渡しの時期および対価を定めなければならなかった。また、農家が売り渡しを受ける面積には制限があった。売り渡す農地の面積は、1世帯につき自作地を含め3町歩(北海道12町歩)を超えないものということである。

農地改革は昭和23年12月31日までに完了することになっていた(農地改革のための法律が施行されてから2か年)。また、農地の買収計画や売り渡し計画、遅くとも昭和23年10月31日(農地改革の完了の2カ月前)までに完了しなければならなかった。

買い上げられる農地と売り渡される農地の価格は、普通田で約760円(賃貸価格の40倍)、畑は約448円(賃貸価格の48倍)くらいであった。農地を買い入れた場合、その代価の支払いは期間24年の年賦償還であった(代価の一部または全部を支払っての残額)。全部を年賦払いにすれば、年賦金は1反あたり田が45円85銭、畑が26円3銭となった。これに租税負担1反あたり、田13円78銭、畑6円68銭を加えて、合計で田59円63銭、畑32円71銭となり、現行小作料の田75円、畑41円70銭より負担が軽くなったのであった。

農地を売り渡した地主への報償金は、田は1反歩につき平均220円(賃貸価格の11倍)、畑は平均130円(賃貸価格の14倍)交付された。地主に対する農地の対価および報償金の支払いは、1世帯につき2カ年を通じて一定の金額(約4千円)以内は封鎖預金で支払われ、残りは農地証券で支払われた。農地証券は2年据え置き22年年賦で償還された。農地などの対価、報償金および現金払いや農地証券の交付の事務は日本勧業銀行で取り扱い、農地証券の償還は、日本銀行、郵便局で行われた。

---

### 農業塾(松阪市後援)第11期の修了式・記念講演

---

農業塾(松阪市後援)第11期の修了式・記念講演は、令和5年8月5日(土)に行いました。場所は、本年度も、中川電化産業(株)の計らいで、東畑精一博士の生家を使わせていただきました。修了式は、午後1時から修了式を行い、修了者には会長から修了証を授与されました。



記念講演は、煎茶道・黄檗皎上月流・家元の岡田皎上月(おかだ こうげつ)先生をお迎えして、演題は「お茶の歴史と煎茶道」でした。

日本のお茶やその歴史的な流れについてわかりやすくお話をさせていただきました。



その後、家元とそのお弟子さんたちによる野点で、参加者に煎茶道の手前を披露していただき、記憶に残る充実した終了記念行事にさせていただきました。

---

9月9日(土)から農業塾(松阪市後援)第12期が始まりました。今年度は12名の受講者を迎え、開講式・第1回講座を東畑精一博士の生家で行いました。今年度も受講生の皆様の期待に応えられるよう、「楷(かいじゅ)の会」活動の一環として励んでいきたいです。